

新潟市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの  
暴力防止・被害者支援に関する検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第3項に規定する市町村基本計画（以下「女性支援基本計画」という。）の策定及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）の改定にあたり、学識経験者、民間支援団体、関係機関から広く意見を聴取するため、新潟市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力防止・被害者支援に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 女性支援基本計画の策定に関する事項
- (2) DV防止基本計画の改定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、15名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 新潟市男女共同参画審議会委員の中から選出された者
- (2) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、検討会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 座長が欠けたとき、または、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(委員の服務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 検討会は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第8条 会議は、非公開により行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 座長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。